



山形県公報

令和3年11月30日(火)

号 外 (40)

目 次

条 例

- 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 3
- 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (同) … 同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第62号) (人事課)
 - 1 議会の議員及び知事等に対して12月に支給する期末手当の支給割合を100分の157.5に引き下げることにした。(改正条例第1条の規定による改正後の第2条第5項及び第3条第3項関係)
 - 2 議会の議員及び知事等に対して6月に支給する期末手当の支給割合を100分の160に引き下げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることにした。(改正条例第2条の規定による改正後の第2条第5項及び第3条第3項関係)
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の改正は、令和4年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第63号) (人事課)
 - 1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正
 - (1) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の115(特定幹部職員にあつては、100分の95)に引き下げることにした。(改正条例第1条の規定による改正後の第20条第2項及び第3項関係)
 - (2) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の120(特定幹部職員にあつては、100分の100)に引き下げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることにした。(改正条例第2条の規定による改正後の第20条第2項及び第3項関係)
 - 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - (1) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の157.5に引き下げることにした。(改正条例第3条の規定による改正後の第5条第2項関係)
 - (2) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の160に引き下げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることにした。(改正条例第4条の規定による改正後の第5条第2項関係)
 - 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
 - (1) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の157.5に引き下げることにした。(改正条例第5条の規定による改正後の第6条第2項関係)
 - (2) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の160に引き下げるとともに、12月に支給する

期末手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第6条の規定による改正後の第6条第2項関係）

- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)の改正は、令和4年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第62号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の115」に、「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第63号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の115」に、「100分の105」を「100分の95」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の115」に、「100分の70」を「100分の65」に、「100分の105」を「100分の95」に、「100分の60」を「100分の55」に改める。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の95」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の95」を「100分の100」に、「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の115」に、「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次の

ように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の115」に、「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。